令和７年度第１回福島県大規模小売店舗立地審議会　議事概要

１　日時

令和７年５月２１日（水）　１０：００～１１：４０

２　場所

福島県庁　西庁舎７階　７１７会議室

３　出席者

【福島県大規模小売店舗立地審議会委員】

石　川　友　保	大和田　廣　子
佐　藤　英　司	鈴　木　深　雪
徳　永　幸　之	本　郷　　哲
渡　邉　律　子	

【事務局】

商 工 労 働 部 長	小　貫　　薫
商業まちづくり課長	戸　城　和　幸　ほか

４　議　事

(1) 会長の選任及び会長職務代理者の指名について

委員の改選後初めての開催となるため会長の選任が行われ、委員の互選により新たな会長が選出された。また、選出された会長から会長職務代理者が指名された。

(2) 「(仮称) アクロスプラザ大原」の新設について（諮問）

ア 「(仮称) アクロスプラザ大原」の新設について（諮問）

県が定める諮問基準に基づき、審議会に諮問した。

イ 大規模小売店舗立地法の手続きについて

大規模小売店舗立地法の手続きについて事務局から説明した。

ウ 「(仮称) アクロスプラザ大原」の新設届出の概要について

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定に基づき、令和６年１０月２９日付けで大和ハウスリアルティマネジメント株式会社、株式会社ヨークベニマル、株式会社ナフコの３社から提出のあった大規模小売店舗（(仮称) アクロスプラザ大原）の新設届出の概要について、事務局から説明した。

あわせて、立地自治体であるいわき市からの意見（騒音や廃棄物等に関する一般的な教示）の取り扱い、住民からの意見提出はなかったことについて事務局から説明した。

エ 意見交換

≪おもな質疑応答≫

委員	いわき市から出された生活環境への意見はどのように事業者に伝えられ、市へはどのように回答されるのか。
事務局	いわき市からの意見は直ちに設置者に伝えて計画変更が不要なことを確認しており、一般的な教示として設置者に通知した上でその旨をいわき市にも伝える。今回の意見は一般的な事項であったため設置者への伝達にとどめているが、今後は市町村に対する最終的な結果の回答も含めて適切に対応していく。
委員	追加資料で示された経路について、周辺の渋滞を避けるための抜け道として住宅地の狭い道路に車両が流入する懸念があるが、開店後に様子を確認して案内看板を設置するなどの事後対応を求めるべきではないか。あわせて出入口が多いため錯綜を避ける運用や、バス停利用者の歩行通路への配慮、高齢者対策としての車止め設置なども事業者に認識してほしい。
事務局	狭い道路は遠方からの経路誘導が難しいため、主要な交差点へ誘導するようチラシ等での周知を図る。また、出入口付近の歩行者通行の分離や車止めの対応など、いただいた意見は設置者に伝えて対応を検討いただく。
委員	駐車場を２４時間開放する計画とのことだが、夜間の騒音問題や防犯の観点から、店内だけでなく駐車場も含めた巡回を要望したい。
事務局	夜間の荷さばきは予定されておらず光害にも配慮する計画だが、駐車場巡回に関する意見についても設置者に伝え、内容を検討いただく。
委員	高齢者がリサイクルステーションを利用する際、カート置き場が遠いと負担が大きいため、設置場所の近くにカートを配置するなどの配慮は可能か。
事務局	設置者に意見をつなぎます。

オ 答申案の集約

審議会としての検討の結果、大店立地法に基づく「県の意見」については「なし」とすることで委員の賛同が得られた。一方、個別的要望事項については、事務局案の「なし」から変更し、開店後に予測と異なる状況が生じた際の事後対応に努めることなどを盛り込んだ修正を行うこととした。最終的な要望事項の文言調整は会長と事務局に一任され、審議を終了した。